

2010.1.7

生駒市 景観計画専門部会

都市周辺の緑景観を考える

大阪府立大学大学院 下村 泰彦

私たちの周りに存在する「みどり」



国土交通省 都市・地域整備局 都市計画課 http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/03_mati/index.htm に加筆

都市農地の現状

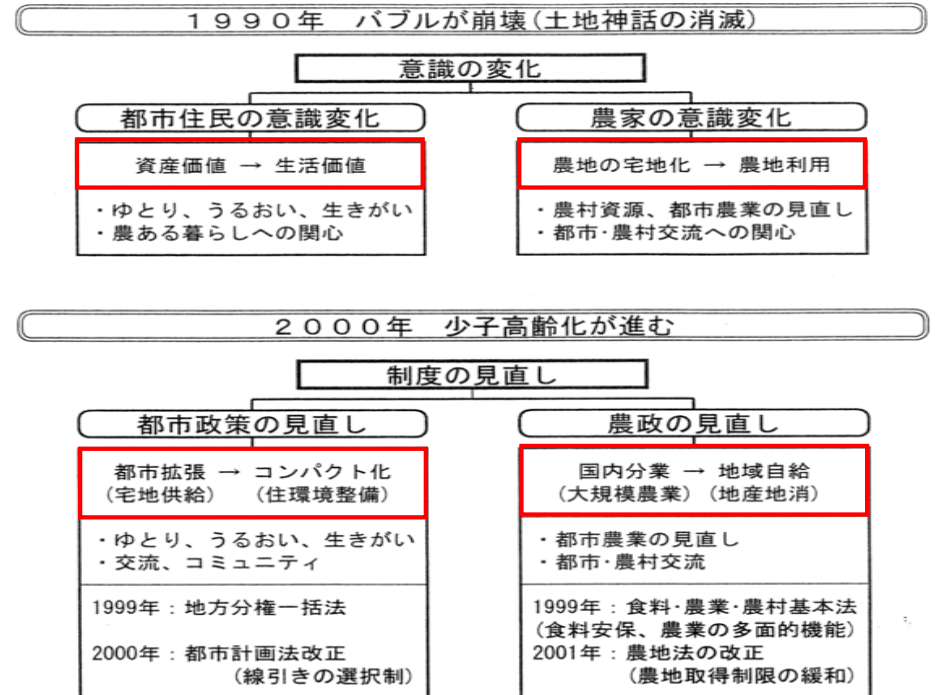
都市農地をめぐる25年間の環境変化

	1980年(昭和55年)					2005年(平成17年)				
	5年度末	10年度末	15年度末	17年度末	18年度末	5年度末	10年度末	15年度末	17年度末	18年度末
農水省HP										
地方公共団体	807	1,607	2,258	2,321	2,342					
農業協同組合	217	423	481	494	494					
農業者	15	89	149	196	283					
構造改革特区	—	—	16	108	111					
その他(NPO等)	—	—	—	5	16					
計	1,039	2,119	2,904	3,124	3,246					
市民農園整備促進法	76	234	360	396	408					
特定農地貸付法	963	1,885	2,544	2,728	2,838					
* 平成18年3月: 市民農園で栽培された農作物の販売が可能な範囲についての考え方を示すなどの積極的な市民農園の開設の推進に努めている。										
・空室率		7.6%		→	12.2%					
市民農園(特貸、促進法)		(H5) 1,000カ所		→	3,100カ所(+310%)					

(財)都市農地活用支援センター

都市農地をめぐる最近の情勢(1)

(財)都市農地活用支援センター



都市農地をめぐる最近の情勢(2)

2005年 人口減少時代に入

ライフスタイルの変化

都市住民の生活変化

都市集中 → ふるさと回帰

- ・市民農園、体験農園
- ・産直、地産地消、食育
- ・滞在型市民農園、2地域居住
- ・新規就農、農村移住

農家の生活変化

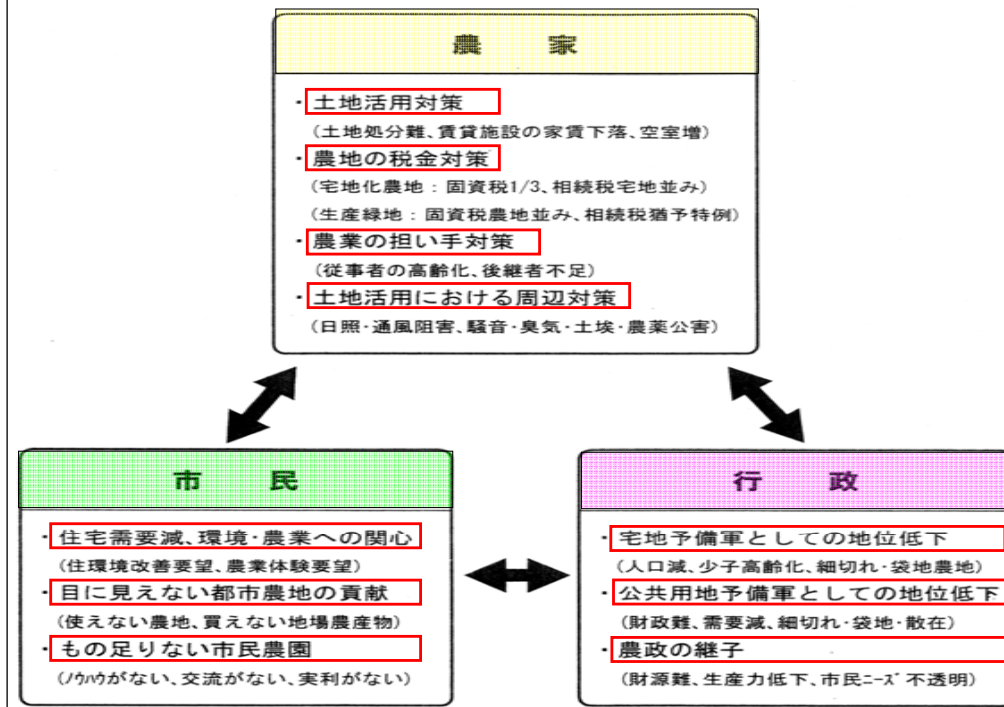
農地転用・売却 → 農村起業

- ・体験農園、新規就農支援
- ・ファーマーズマーケット
- ・農産加工、農家レストラン
- ・農家民宿、グリーンツーリズム

(財)都市農地活用支援センター

都市農地をめぐる最近の情勢(3)

(財)都市農地活用支援センター



農村環境の崩壊

(財)都市農地活用支援センター

◇都市化の影響

- 農村的土地利用や施設と都市的土地利用や施設との混在 → 土地利用秩序の崩壊、農村景観の混乱、農業生産基盤への負のインパクト(水質汚濁、日照障害等)
- 都市的な生活様式の浸透 → 車社会の浸透、サラリーマン的生活の浸透、近代建築様式の浸透

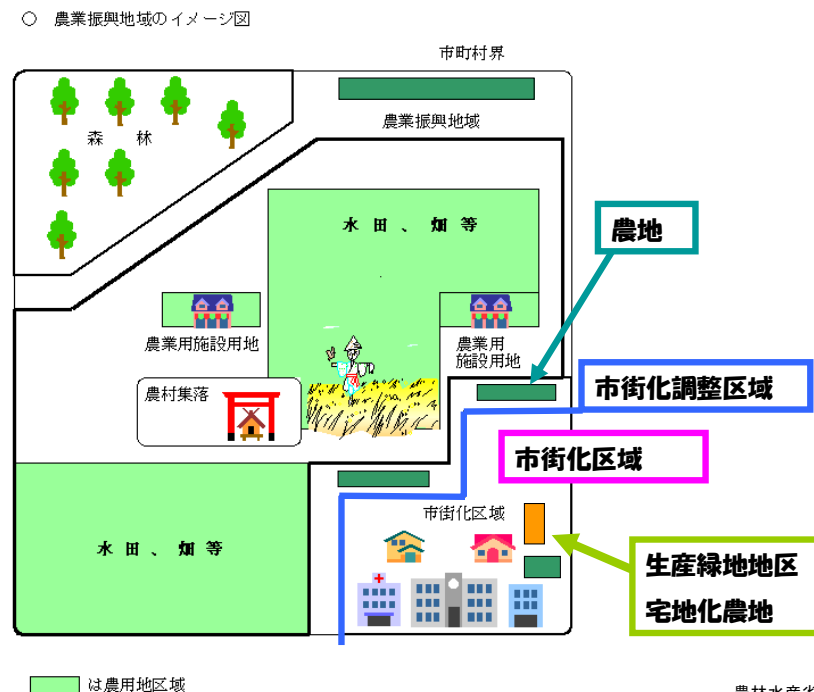
◇生産活動の低下(経済基盤の崩壊)

- 総兼業農家化(ウィーク・エンド・ファーマー化) → 農村の環境管理主体の減少
- 農業従事者の高齢化、女性化 → 共同組織体の希薄化、崩壊
- 農地の利用(生産的)価値から資産価値への転換 → 都市的土地利用の進展

◇生産技術の革新

- 機械化の浸透 → 農空間や農業用施設の無機質化
- 人工的形態や人工的素材の浸透 → 地域性や場所性の喪失、画一化
- 機能別土地利用への転換 → 土地利用の分断化(連続性の破壊)

農地の区域区分



農林水産省HP

農業振興地域 (用語解説)

農業振興地域とは、市町村の農業振興地域整備計画により、農業を推進することが必要と定められた地域。

概要

農業振興地域は、農業振興地域の整備に関する法律（以下、農振法）に基づき市町村が策定する農業振興地域整備計画により決定される。策定に当たっては向こう10年間の農地利用を考慮して計画が立案される。計画では、農用地等として利用する土地を農用地区域として設定し、農業の発展に必要な措置が集中的に行なわれる。

土地利用の制限

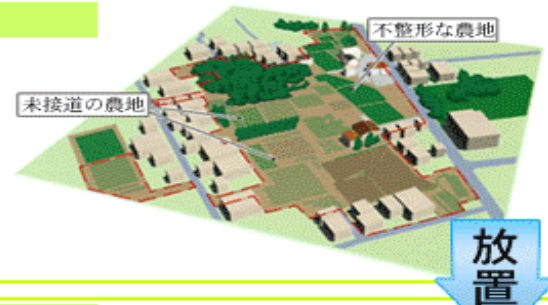
農業振興地域の農用地区域内の農地（いわゆる農振青地）では、農地以外の土地利用が厳しく制限されており、農地転用が許可されない。

そのため、例えば都市計画法により市街化調整区域で建築できることとされている建築物であっても建築することができず、市街化調整区域でよくみられる資材置場等としても利用することができない。これは、土地利用について、農振法と都市計画法でそれぞれ規制趣旨が異なることによる。

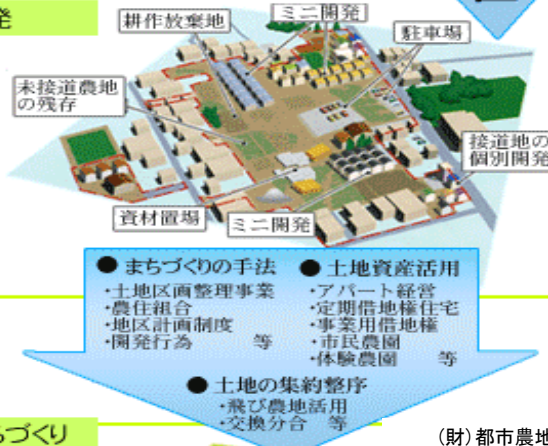
農振青地を農地以外の用途で利用する場合は、まず市町村が農業振興地域整備計画を変更することにより当該農地が農用地区域から除外され、その後に農地転用許可を取得しなければならない。

『ウィキペディア (Wikipedia)』

■ 現況



■ 無秩序な開発



- まちづくりの手法
 - ・土地区画整理事業
 - ・農住組合
 - ・地区計画制度
 - ・開発行為 等
- 土地資産活用
 - ・アパート経営
 - ・定期借地権住宅
 - ・事業用借地権
 - ・市民農園
 - ・体験農園 等
- 土地の集約整序
 - ・飛び農地活用
 - ・交換分合 等

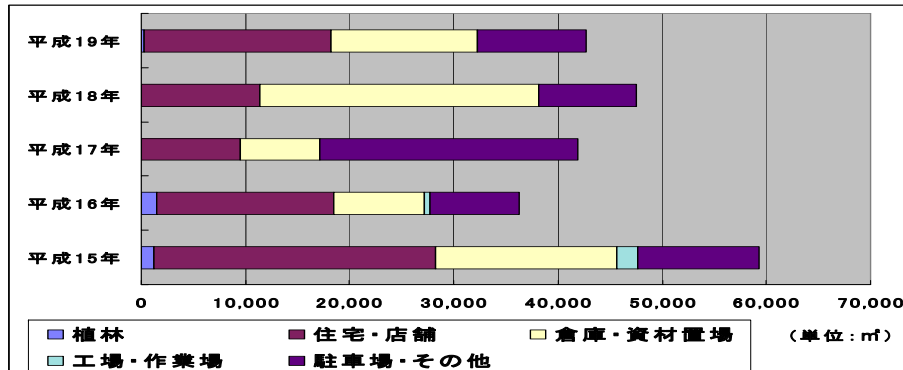
■ 計画的なまちづくり

(財)都市農地活用支援センター

生駒市における農地の転用状況

生駒市HP統計データをもとに作成

(単位:㎡)	植林	住宅・店舗	倉庫・資材置場	工場・作業場	駐車場・その他	総数
平成15年	1,162	27,101	17,402	1,966	11,719	59,349
平成16年	1,516	16,941	8,660	523	8,694	36,334
平成17年	0	9,564	7,590	0	24,802	41,956
平成18年	41	11,313	26,739	0	9,383	47,476
平成19年	285	17,921	14,085	0	10,396	42,687



農地法(昭和27年7月) (解説)

◆農地の転用の制限

第四条 農地を農地以外のものにする者は、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可（その者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地を農地以外のものにする場合（農村地域工業等導入促進法（昭和四十六年法律第百十二号）その他の地域の開発又は整備に関する法律で政令で定めるもの（以下「地域整備法」という。）の定めるところに従って農地を農地以外のものにする場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。

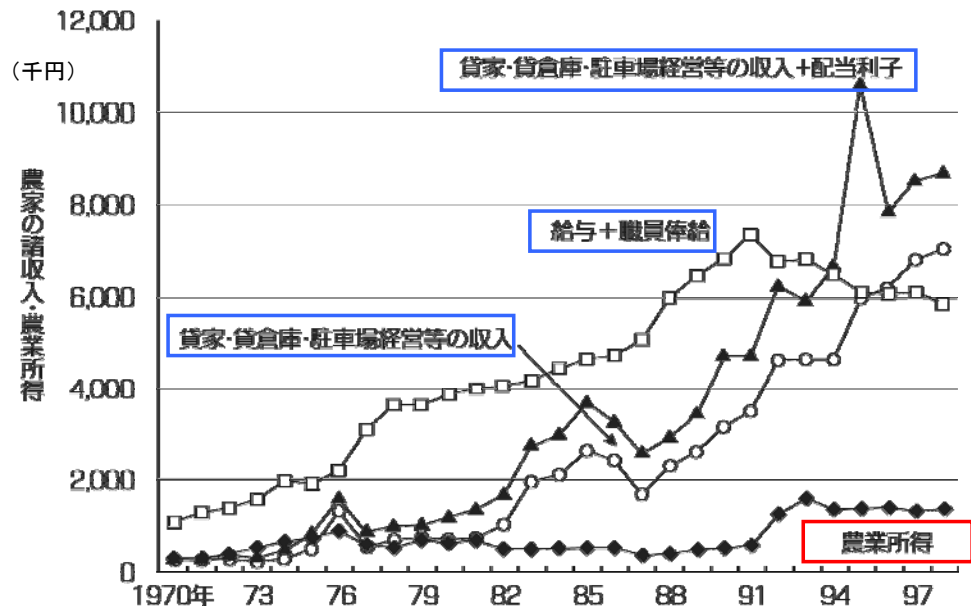
4条申請

◆農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限

第五条 農地を農地以外のものにするため又は採草放牧地を採草放牧地以外のもの（農地を除く）にするため、これらの土地について第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、政令で定めるところにより当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため四ヘクタールを超える農地又はその農地と併せて採草放牧地について権利を取得する場合（地域整備法の定めるところに従ってこれらの権利を取得する場合で政令で定める要件に該当するものを除く。）には、農林水産大臣の許可）を受けなければならない。

5条申請

農家経済にみられる諸収入・所得の推移(府:1戸当たり平均)



注: 1)貸家・貸倉庫・駐車場経営等の収入とは、統計の「商工鉱業等の収入」である。
 2)1987年の貸家・貸倉庫・駐車場経営等の収入が激減している点について、大阪府統計情報事務所によれば、「この年は、対象サンプル農家の更新年で、およそ3割程度の入れ替えがあった」という。
 大阪府農林水産統計年報/近畿農政局 各年次より作成

現状(1) 接道部から宅地化・農地の「あんに化」



工場



共同住宅
(集合住宅)



あんに状態の
市民農園

現状(2) 調整区域内の都市計画道路沿いのロードサイドショップ



外食産業

現状(3) 資材置場...



資材置場

◆里山：人里近くに存在する二次林や二次草地

- ・木曾材木奉行補佐格・寺町兵右衛門『木曾山雑話』1759年（宝暦9年）
「村里家居近き山をさして里山と申し候」
- ・森林生態学者・四手井綱英 1960年代前半
「この語はただ山里を逆にしただけで、村里に近い山という意味として、誰にでも解るだろう。そんな考えから、林学でよく用いる『農用林』を『里山』と呼ぼうと提案した」

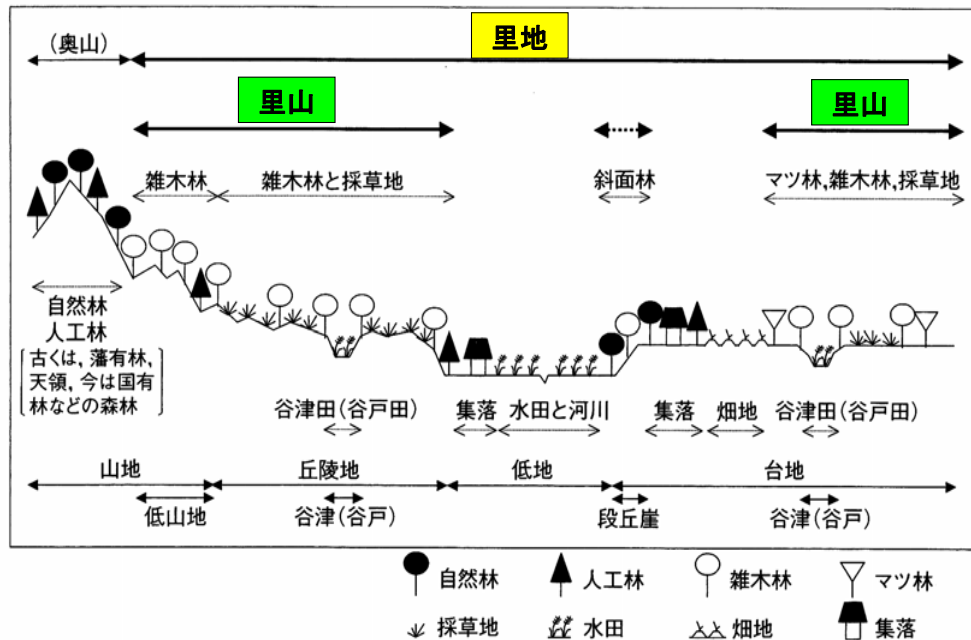
◆里地：里山とその周囲にある農地、集落、水辺など

- ・里地の概念を広めたのは1994年12月策定の環境基本計画（当時の環境庁）



(財)都市農地活用支援センター

◆里地と里山



出典：武内和彦ら『里山の環境学』

山の緑 山の景観：イタリア・トスカーナ地方



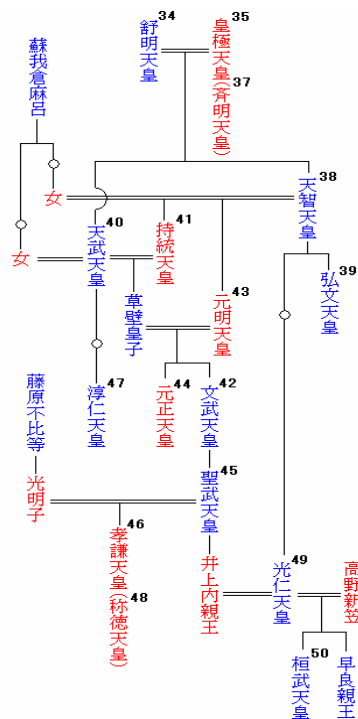
Toscana, Italy Aug. 2006

◆天武天皇

◆壬申の乱

672年に起きた日本古代最大の内乱

- ・天智天皇の太子大友皇子に対し、皇弟大海人皇子(後の天武天皇)が地方豪族を味方に付けて反旗をひるがえした内乱。
- ・大海人皇子は飛鳥浄御原宮で即位する。
- ・天武天皇元年は干支で壬申(じんしん、みずのえさる)にあたるため、これを壬申の乱と呼んでいる。



出典:『ウィキペディア(Wikipedia)』

◆「天武天皇 九つの偉業」

1. 天皇号の創始
2. 陰陽寮・占星台(天文台)の設置
3. 「古事記」「日本書紀」の編纂勅命
4. 踐祚大嘗祭の制定
5. 宮都の選定と設計
6. 八色の姓の制定
7. 飛鳥浄御原令の制定
8. 三種の神器の制定
9. 伊勢の遷宮の制定・開始

(参考文献 戸矢学 『陰陽道とは何か』 PHP新書より)

◆天武4年(675)4月1日、

天武天皇が日本で初めての肉食禁止令を出す

『日本書紀』の原文では、
 《且莫食(=食うなかれ)牛馬犬猿鶏之肉(=肉)、以外不在禁令(=それ以外はいいが)、若有犯者罪之(=犯せば罪となる)》
 ・仏教の教え、“稲作国家体制”の確立

◆以後、およそ1200年間、日本では原則として肉食禁止

◆明治4年(1871)12月、西洋化を進める明治政府は肉食を解禁。
 ・《内膳司に令して牛羊の肉は平常之れを供進せしめ、豕(豚)・鹿・猪・兎の肉は時々少量を御膳に上せしむ》(『明治天皇記』)

2-2. 六甲山の造山事業(1)

出典 <http://sv.hint.ne.jp/rokkosan/> 2007.6.24

再度山・明治36年施工中



六甲山の造山事業(2)

再度山・植林工事完成直後
明治36年(1903)



施工後1年目明治37年
(1904)



施工後5年目明治42年(1909)



施工後10年目大正2年(1913)



六甲山の造山事業(3)



現在

里山の緑 — 里山の状況 —



岸和田市 H12.11.

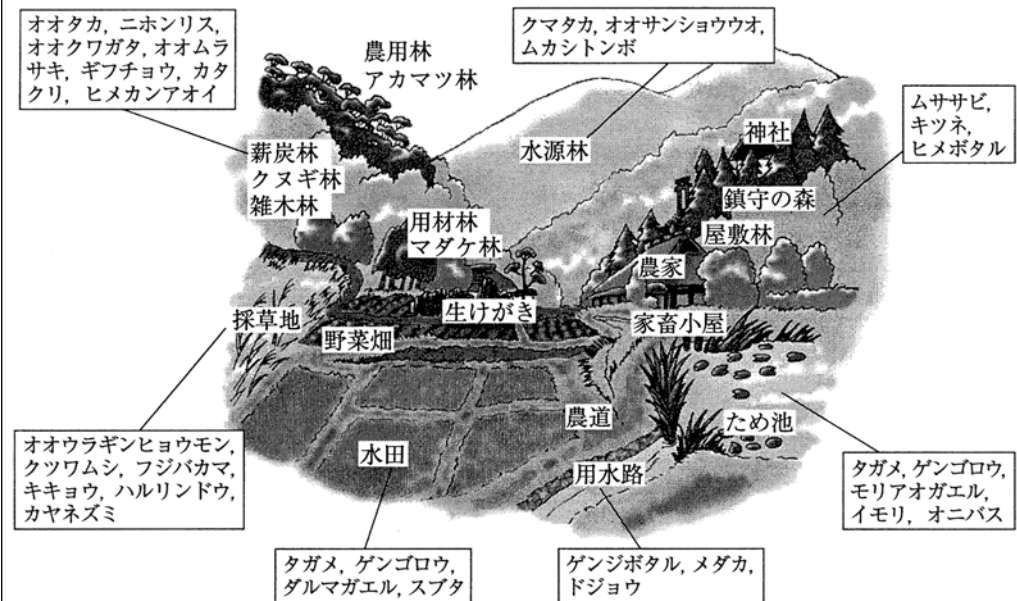


コバノミツバツツジ



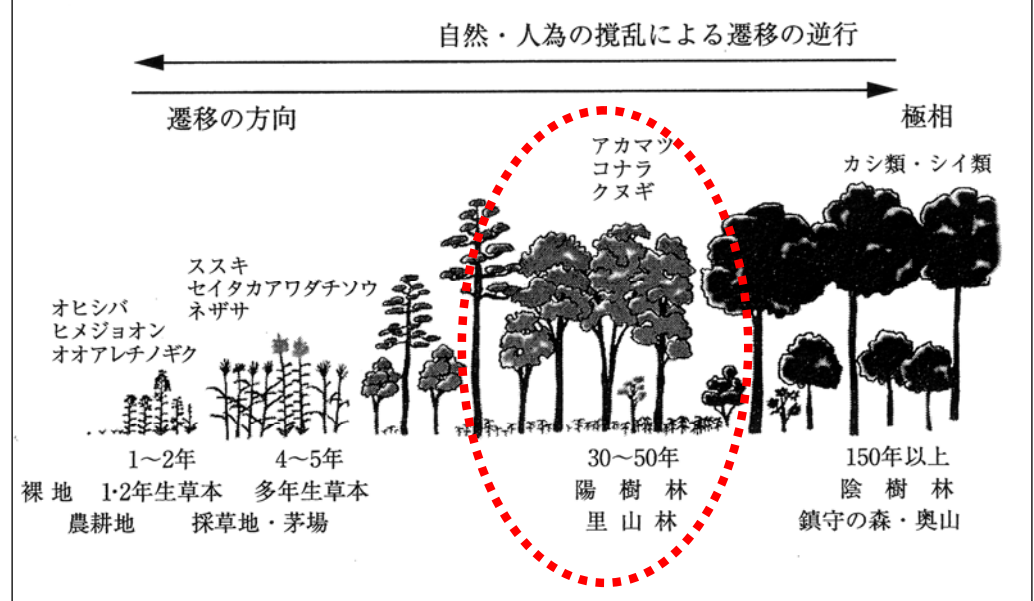
ヤマツツジ

里やまを構成する要素と主な絶滅危惧種



出典:「里山管理ハンドブック」大阪市自然環境保全協会里山委員会(1996)

関東を含む西日本の低地における植生の遷移

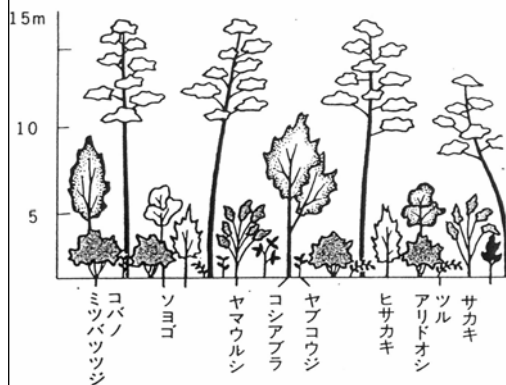


出典:「里山の自然をまもる」石井・重松・植田(1993)

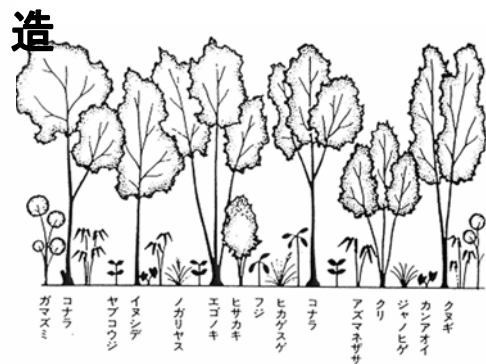
里やまを構成する樹木

二次林

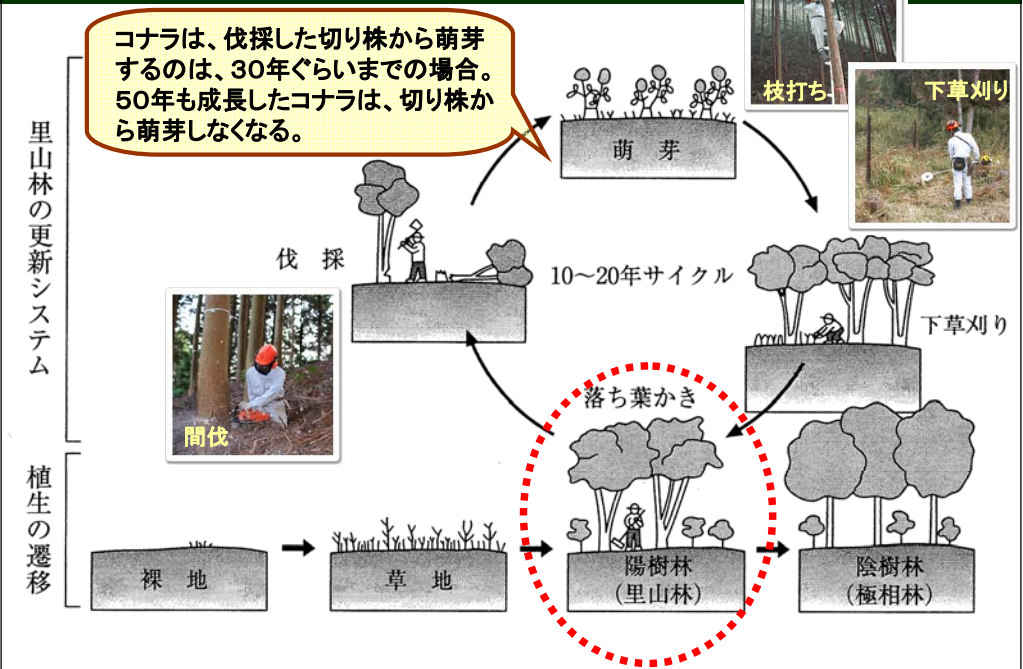
アカマツ林の構造



クヌギ・コナラ林の構造



◆植生遷移と里山林の萌芽更新システム



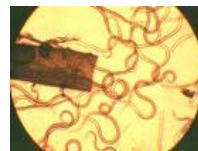
出典:「日本の自然」武内和彦(1999) 写真:丹波市森林組合 <http://www.tambanokicori.com/about/jigyo.html>

里山の風景を変える要素

◆「お爺さんは山へ柴刈りに」行かなくなった・・・のは何故？



- ・エネルギー革命
- ・化学肥料
- ・松食い虫



マツノザイセンチュウ
マツノマダラカミキリ

- ・竹林

モウソウチク
マダケ
ハチク 等



生駒市緑の基本計画

(本誌における緑に関わる最上位計画)

花と緑と自然の先端都市・生駒をめざして

守る・創る・育む として伝える“市民の緑・市民の心”

平成16年9月
生駒市